

一般条件 (1.0版) IPBreeze GCV

1. 総則

本一般条件は、最も広義の一切の他の条件、合意または他の取引を除いて、IPBreeze（会社番号第0848.141.472号）（以下、「コンサルタント」）またはその代理人によるお客様へのすべてのサービスの提供に適用され、また、お客様とコンサルタントとの間のあらゆる取引に適用されます。

2. 守秘義務

コンサルタントがそのサービス提供中に入手したお客様の情報のうち、業務上の機密情報であるか、またはそのように明確に表示された情報はすべて機密情報とみなされるものとします。コンサルタントは、いずれの機密情報も無断で開示せず、不正開示を防止するために、コンサルタントが自らの機密情報を扱う場合と同様のあらゆる合理的措置を講じるものとします。

3. 苦情

お客様は、コンサルタントが自らの能力の限りにおいて最善を尽くしてその義務の履行にあたるものの、結果を保証しないことに同意し、これを了承するものとします。有料サービスの有効性または信頼性に関する苦情は、請求日から30日以内に書留郵便でコンサルタントまでお申し出ください。そのようなお申し出がない場合、当該サービスは取消不能に受け入れられたものとみなされ、それ以降の異議はいかなる理由によるものであっても受け付けられません。

4. 払い戻し

コンサルタントのサービスには、その通常料金または両当事者間で合意した料金が課されます。さらに、別段の合意がない限り、コンサルタントは、そのサービスの履行中に合理的かつ適正に発生した一切の現金支出経費ならびに交通費および宿泊費に関し、お客様が合理的に要求する証票の提示を前提として、お客様からその払い戻しを受けるものとします。

5. 制裁措置

請求書に対する支払期間は請求日から30日以内とします。この期限が守られない場合、当然の権利として、いかなる通知も行わずに、(i) 失効していないすべての請求書について支払義務が発生し、(ii) コンサルタントのサービスは、当該サービスが未払いの請求書と無関係であったとしても停止され、(iii) 支払期日より、毎月の請求金額の1%の利息が発生し、(iv) 商取引における支払遅延への対処に関する2002年8月2日の法律第6条の意味におけるあらゆる関連する回収費用の支払義務が生じることになります。上記は、不払いにより当然の権利として、通知することなく本契約を解除するコンサルタントの権利または法が定める他のあらゆる救済措置に一切影響しないものとします。

6. 責任

コンサルタントは、欺瞞または故意による違法行為の場合を除き、提供されるサービスから直接的または間接的に生じるいかなる形態のいかなる損害についても責任を負わないものとします。コンサルタントの全責任は、いかなる場合においても、当該損害の原因となった事実の前年にお客様に請求された平均金額を上限とします。

7. 権利放棄

コンサルタントが本一般条件のいずれかの規定の厳格な履行を主張しなかったとしても、それに対する権利放棄または最も広義の他のいずれかの合意の暗黙の了承と解釈されないものとします。本条件は、両当事者が書面で別途合意しない限り、またはより新しい改訂版と差し替えられた場合、常に有効なままです。

8. 改正

コンサルタントは、本一般条件を、経済的、技術的または法的必要性に合わせて適時改正する権利を留保します。

9. 法廷地および準拠法

本条件の有効性、解釈または実行に関する紛争のうち、友好的に解決できないものはすべて、アントワープの裁判所に付託するものとします。本条件は、その国際司法の規定を除き、ベルギーの法律のみに準拠します。

10. 無効性

本条件の1つ以上の条項が無効または適用不能であったとしても、他の条項の有効性は影響を受けず、そのまま完全な効力および効果を有します。無効であるか、または他のいずれかの理由により適用不能と宣言された条項について、両当事者は相互の合意により、当初の条項の最終的な状態を尊重する新しい条項に差し替えます。